事業名	重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業の拡充

セールスポイント	・看護師等の派遣先を、東京都で初めて「自宅・学校等」から、場所を限定しない形へと拡充 ・年間利用上限時間を144時間から288時間に拡充する

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

・平成30年度から本事業を開始。令和5年度より、利用上限回数(年24回、月4回まで)を撤廃し、年間利用上限時間を96時間から144時間へ拡充した。また、保護者のレスパイト(休息)に加え、就労による利用を可能とした。

・令和7年10月より、年間利用上限時間を144時間から288時間へ拡充した。

・これまでも事業の拡充を行ってきたが、現行の本事業における利用場所は「自宅・学校等」に限定されていることから、保護者など家族が、本人と一緒に余暇活動先等へ外出することが難しい。

2. 目的

・外出時の保護者の介護負担を軽減するとともに、本人及び家族の社会参加を促進。

・利用時間上限の拡充による保護者・介護者の更なる負担軽減及び安心の確保。

3. 内容

・対象者※1の家族等の休養や就労活動のため、看護師等が出向き、一定時間、家族等にかわってケアを行う。

・在宅生活を送っている医療的ケアの必要な重症心身障害児(者)等に対し、医療的ケアが利用できる在宅レスパイト・就労等支援事業の年間の利用上限を144時間から288時間※2に拡充するとともに、「自宅・学校等」であった看護師等の派遣先を、場所を限定しない形へと拡充する。

利用目的		看護師等の現行派遣先
①家族等の休養・リフレッシュ	兄弟児の学校行事、美容院、買物等、外出先の制限なし	自宅
②家族等の就労・就労活動		
③学校に付き添いを求められた場合	入学時や年度初め等、通学時に付き添い看護を求められた場合に限定	学校等※4

拡充

看護師等の派遣先
場所を限定しない派遣が可能に (自宅＋**自宅以外**※3)

※1 区内に住所を有し、家族等による在宅介護及び訪問看護サービスによる医療的なケアを受けて生活する方
(18歳以上の場合、これに加え18歳に達するまでに重度の知的障害及び重度の肢体不自由を有するに至った方)

※2 「自宅以外」の利用上限は48時間

※3 「自宅以外」については、訪問看護サービス事業者が訪問看護を提供することができると判断した場所であれば、利用場所の制限なし(例:学校行事で行うケア、親戚や友人宅で行うケア、図書館や博物館で行うケア)

※4 学校等:幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のほか、これらに相当する教育機関、障害児通所支援事業所

4. 今後のスケジュール

・令和8年4月から拡充

事 業 費	1,766万9千円	うち新拡分事業費	440万3千円